



住民福祉課からのお知らせ

令和3年1月以降「家計急変世帯」となっていませんか？

—引き続き家計急変世帯への臨時特別給付金事業を行っています—

国の施策により、令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計がひっ迫し、住民税非課税相当の収入になった世帯に対し、1世帯当たり10万円の給付金を支給しています。（住民税非課税世帯は除く）

申請期限は令和4年9月30日となっていますので、該当すると思われる方は期限内に役場住民福祉課で申請手続きをお願いします。

家族構成例	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税相当限度額 (所得額ベース)
単身または扶養親族がいない場合	93.0万円	38.0万円
配偶者・扶養親族（計1名）を扶養している場合	137.8万円	82.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	168.0万円	110.8万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	209.7万円	138.8万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	249.7万円	166.8万円

R3.1以降の
任意の
1か月収入



年収計算
(×12月)

※所得は令和3年分の源泉徴収票または年収換算から給与所得控除額、経費等を減額して算出



ただし、令和4年度に新たに住民税非課税となった世帯に対しては、プッシュ型で10万円の給付を行いますので、ご自宅に届いた「確認書」に必要事項をご記入し返送してください。（すでに家計急変世帯として申請している世帯を除く）

問合せ 住民福祉課 ☎82-1226

もしもの時の命綱～知っていますか？緊急通報システム設置事業～

「高齢で持病等があるが、ひとり暮らしだからもしもの時に救急車が呼べるか不安」などの心配ごとはありませんか？

そのような時は、東秩父村の福祉サービスで「緊急通報システム設置事業」があります。

もしもの時にボタンを押すことによって119番通報ができ、持病やかかりつけ医についても事前にお知らせしているので処置等がスムーズに行える可能性があります。設置費用・機器使用料は村が負担しますので無料でサービスが受けられます。（電話の通話料は従来通り個人負担です。）ただし、緊急通報システムを設置できる条件として、

- ①65歳以上で単身世帯の方
- ②N T Tの電話回線をご使用の方

の2点があります。該当する方で、まだ緊急通報システムを設置していない場合はお近くの民生委員さんへご相談ください。（※民生委員さんを通しての申請となります。）

ご不明点等ございましたら役場住民福祉課までお問合せください。

問合せ 住民福祉課 福祉年金担当 ☎82-1226